

## 議案第38号

### 鳥取県基金条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
30 鳥取県ねんりんピック基金	令和6年度に鳥取県において全国健康福祉祭を開催するために必要な経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
30 鳥取県ねんりんピック基金	令和6年度に鳥取県において全国健康福祉祭を開催するために必要な経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。

31 鳥取県 豊かな森 づくり協 働基金	鳥取県税 条例の規定 により豊か な森づくり に資するた め加算され た県民税 を、県民に よる森づく りのための 施策及び豊 かな森林を 次代に引き 継ぐための 施策に要す る費用に充 てること。	鳥取県税条 例第53条の 19及び第53 条の20の規 定による加 算額に係る 収納額に相 当する額か ら賦課徴収 に要する費 用を控除し て得た額の うち、一般 会計歳入歳 出予算に定 める額	金に積立 て (1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。	金に積立 て
-------------------------------	---	--	---	--	-----------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。